

第33回入善町農業委員会議事録

令和8年4月10日午後1時30分から第33回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	上 田 久 志
入善町農業委員会	係 長	原 翔 子
入善町農業委員会	主 任	石 山 裕 之
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第113号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第114号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第115号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第7	議案第116号 令和8年度最適化活動の目標の設定等案について
日程第8	議案第117号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、お疲れ様です。春爛漫の4月のスタートになりました。いよいよチューリップも咲いてきて、フラワーロードも来週イベントがあるという中で、本当に春の息吹を感じる、そういったところであります。新年度と言いますけれども、我々の任期も7月まで、委員会ももうあと4回というふうにあって、そういった中で事務局も新体制になったわけですが、上田課長はじめ原係長とかも新人なんぞと言っておられますけれども、役場の仕事に関しては大ベテランの方ばかりでありまして、農業の委員会の方に関しましては、委員の皆様からのまた指導とかしていただければなというように思いますし、私も極力協力していきたいなと思っております。

世の中はアメリカとイスラエルとイランの戦争でホルムズ海峡は開いたり閉じたり開いたり閉じたりと非常に行き先不安定なところにあります。今後の農業やっていく上では、非常に注視していかなければならない。特にナフサ関係の商品に関しては早いうちに手を打っておかないと無くなるよというようなことを意識しながら、今ある作業に取り組んでいるところであります。

ちょっと話はまた変わるんですけども、先々日4月8日の富山新聞だったんですが、富山市農業委員会の方で、違反転用の記事が出ておりました。これはもう3年か4年前にあった事案で、3,980㎡。本来なら農地として使用していかなければならないところに砂利を入れて、新聞報道によれば農機具等が置いてある、そういう置き場になっていたと。

農業委員会からの散々の是正勧告に対しても応えることなく無視してきたというところで、裁判所の方から是正しなさいということになった。そして新聞報道等が出るようになったということです。これは去年の4月からこれをやるよということになって法律が改正されております。何が言いたいかというのと、やはり自分らは農業委員をやりながら、いろんな3条、4条、5条のこういった申請を見ながらあるわけですけども、その申請を行った際には、やはり現地を確認するわけです。

おそらく、富山市の農業委員さんが自分で見た土地が変わってなかった、おかしくなっているっていうことを、やはり農業委員の事務局に伝えたところで発覚していったんじゃないかなと。これはパトロールの一つの成果なんだなというふうには見ておりますし、きちんとした是正勧告が出て公表できるようになったという、ある意味、農業委員会としての権限もある程度ついたのかなという部分であります。もちろん農業委員としての責任もあって、だからパトロールを何気なくやっているのではなく、やはり自分が最低、ハンコ押したり確認したところは、実際どうなっているかということは、2ヶ月ぐらい3ヶ月ぐらい経っても、ちょっとパトロールの中で確認していただくことが大事なのかなと思います。また何かあれば事務局の方に相談に行くというような、そういった体制で活動いただきたいなというふうに思います。

先ほども申しましたが、あと4回という任期間近なこの委員会ではありますが、今までやったところを再度またパトロールしていただくことをお願いして、新年度のスタートにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番五十里委員と2番廣清委員に決定したいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第112号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第112号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町青木〇〇〇、台帳地目、現況地目はともに田、面積は415㎡

です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町青木〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、入善町青木〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

この申請地はもともと、農事組合法人〇〇〇〇さんが耕作している農地で、譲受人〇〇〇〇さんは、この〇〇〇〇の構成員でいらっしゃいます。譲受人が申請地を取得した後も、引き続き〇〇〇〇さんが耕作されます。

本案件については、別に補足資料をお配りしております。議案第112号補足資料と書かれたものをご覧ください。

こちらには「農地法関係事務に係る事務処理基準について」の規定を一部抜粋してあります。この「事務処理基準」とは、農地法には書かれていない、細かな判断基準が示されるものです。

農地法第3条の許可要件に「譲受人が経営する農地は、すべて効率的に耕作されていること」がありますが、この事務処理基準に基づきまして、申請番号1番については、農地所有適格法人である〇〇〇〇さんが利用権設定に基づいて耕作している農地を、その構成員である譲受人に所有権移転する、ということで、〇〇〇〇さんが引き続きすべての農地を効率的に利用できると認められることから、問題はないと考えます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。

農業委員による意見書の確認印は、上田委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町新屋〇〇〇〇で、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は148㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、埼玉県さいたま市〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、大阪府吹田市〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

この申請地は、譲渡人所有の空き家、入善町新屋〇〇〇〇に隣接しており、譲渡人と譲受人の間でこの空き家の売買を行うにあたり、隣接する農地も空き家とともに、譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、上田委員お願いします。

上田委員

事務局から説明のあったとおりで、特に問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続きまして、申請番号2番について、私から説明します。

事務局から説明のあったとおりで、すでに空き家となっていた家屋に付帯した農地で、時々帰省された小堀さんが草刈りをして、自己保全をしておられる。今回、売買が成立し、買われた方が畑をやるということで、問題ないと判断しハンコを押しました。

それでは、この2件の案件に対して質疑に入りたいと思います。

安藤委員

〇〇さんは相続ではなく贈与とのことですが、親戚とか息子さんにあげるとかにはならなかったのですか。

上田委員

譲渡人と譲受人は本家分家の関係で、当人同士の合意でそのようになりました。

森下さゆり委員

2番目ですけど、これ〇〇〇〇さんが〇〇さんの土地を全部買われたということですか。

議長（米山 義隆）

空き家を購入されて、土地も購入されたということですよ。

森下さゆり委員

空き家の土地も、この土地も全部ということですか。

事務局

全部と聞いています。空き家バンクに付随した物件と聞いています。

小林委員

譲渡人は現在埼玉県に居住ですね。もう数十年も転居してそのままということで、ずっと空き家だったんですね。最終的にはお母さんが亡くなられて、それからもう10年余り経っているということで、買い手を探していたという状況です。

森下さゆり委員

〇〇さんはこれから空き家とこの畑も管理されると。何か心配で。大阪にいらっしゃるし。

事務局

移住する体で多分買っていると思います。空き家バンクを通してということとは、移住する前提で買っていると思いますので。農地付き空き家みたいな感じです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第112号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第113号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第113号 農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請人は〇〇〇〇さん、申請地は入善町上野〇〇〇〇、地目は田、面積は222㎡、転用理由は駐車場敷地です。

申請人の〇〇さんは、造花店及び冠婚葬祭に関する事業を行っております。

令和7年8月に、申請地に隣接する上野〇〇〇〇に、家族葬を中心とした小規模葬儀ホールを建設しましたが、駐車スペースが不足しており、小規模ホール裏に新たに駐車場を建設する計画を立てたことから今回の転用申請に至りました。

建設予定の駐車場は、今回の申請地「上野〇〇〇〇：222㎡」と、後ほど第5条の申請でもご説明する「上野〇〇〇〇：60㎡」の2筆を利用して、来客用車両が5台、業務用車両が2台、そして車両転回スペースなどを備えたもので、小規模ホールの営業に必要な最小限の面積です。なお、排水につきましては、申請地西側の排水路へ排出します。

申請地は、第1種農地ですが、転用目的が「駐車場敷地」であり、許可基準は「集落接続」の項目に適合すると認められ、転用理由と転用目的には問題がないと考えます。

申請地につきましては、昭和50年11月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、廣清委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、廣清委員お願いします。

廣清委員

去年の8月の末に、申請人の〇〇さんと現地確認をしてきました。事務局から説明のあったとおりで、近隣の農地利用に支障がないと判断してハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第113号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第 114 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第114号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さん
申請地は、入善町上野〇〇〇〇で、地目は田、現況地目は田、面積は60㎡
転用目的は駐車場敷地、権利の種類は所有権の移転となっています。

申請人の〇〇さんは、造花店及び冠婚葬祭に関する事業を行っております。

令和7年8月に、申請地に隣接する上野〇〇〇〇に、家族葬を中心とした小規模葬儀ホールを建設しましたが、駐車スペースが不足しており、小規模ホール裏に新たに駐車場を建設する計画を立てたことから今回の転用申請に至りました。

建設予定の駐車場は、今回の申請地「上野〇〇〇〇：60㎡」と、先ほど第4条の申請でもご説明した「上野〇〇〇〇：222㎡」の2筆を利用して、来客用車両が5台、業務用車両が2台、そして車両転回スペースなどを備えたもので、小規模ホールの営業に必要な最小限の面積です。なお、排水につきましては、申請地西側の排水路へ排出します。

申請地は、第1種農地ですが、転用目的が「駐車場敷地」であり、許可基準は「集落接続」の項目に適合すると認められ、転用理由と転用目的には問題がないと考えます。

申請地につきましては、令和8年2月17日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は廣清委員にいただいております。

続きまして申請番号2

貸渡人は〇〇〇〇さん、借受人は〇〇〇〇さん
申請地は、入善町新屋〇〇〇〇で、地目は田、現況地目は田、面積は1,014㎡のうち500㎡
転用目的は一般住宅敷地、権利の種類は賃借権設定となっています。

借受人の〇〇〇〇さんは、現在、家族とともに実家で両親と同居していますが、お子さんが成長し手狭になったため、住宅を新築する計画をたてました。

〇〇さんは、両親と農業を営んでおり、農業経営を安定的に行っていくためにも、作業拠点である実家に隣接した場所で、かつ、育児の協力や、将来的に両親の老後の世話なども可能な場所での建築が望ましいことから、今回の転用申請になりました。

申請面積は500㎡で、住宅と駐車場2台分に雪捨て場などを考慮した最小限の面積です。排水につきましては、申請地西側の排水路へ排出します。

申請地は、第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「集落接続」の項目に適合すると認められ、転用理由と転用目的には問題がないと考えます。

申請地につきましては、昭和47年2月25日に除外済であり、隣接耕作者の同意、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、米山委員にいただいております。

続きまして申請番号3

貸渡人は〇〇〇〇さん、借受人は株式会社〇〇〇〇

申請地は、入善町神林〇〇〇〇で、地目は田、現況地目は宅地、面積は2,596㎡のうち410㎡
転用目的は農業用敷地、権利の種類は使用貸借となっています。

借受人の株式会社〇〇〇〇さんは水稲及びトマト等のハウス栽培を中心に現在約5haを経営する農業法人です。現在、申請地において、農業用ハウスで里芋の選別・保管作業を行っていますが、作業過程で軽トラックによる搬入や鉄製コンテナ、パレット類の搬入出、仮置きが頻繁に発生しており、床面の耐久性や作業を安定的に行うために、コンクリート舗装を行いました。

舗装した後に、床面をコンクリート舗装する場合は、農地転用が必要であることが判明したため、今回、始末書を添付しての転用申請となりました。

申請面積は410㎡で、農業用ハウスの建築面積200㎡、残る敷地を里芋の選別作業に伴う資材・収穫物の運搬、農機具の出入り、作業スペースとして利用し、農作業の安全かつ効率的な運営のための必要最小限の面積になっています。雨水排水は東側の隣接する排水路に排水します。

申請地につきましては、農用地区域内の農地で、転用理由は「農業用敷地」、許可基準は「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合することから、転用の区分と転用目的に問題はありませぬ。

申請地につきましては、令和8年2月18日に農業振興地域整備計画の農用地区域の用途区分変更済であり、隣接耕作者の同意、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、五十里委員にいただいております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から説明をお願いします。

申請番号1番につきましては、先ほど廣清委員から説明がありましたので省略します。

申請番号2番について、私から説明します。

息子さんの家を建てたいという中で、自分が持つ田んぼで建てるということになりました。これに関しては建てることに何の異議もありませんし、自分の田んぼを宅地に変えて、先ほど事務局より説明があったように、農業に従事していくという。また農業、農舎等の管理をしていく上で近くにあるというのは、これは大事なことだということで許可のハンコを押させていただきました。

申請番号3番については、五十里委員から説明をお願いします。

五十里委員

事務局から説明があったとおりで、特に問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

それでは質疑に入りたいと思います。

森下さゆり委員

権利の話だけど、所有権移転とか、賃借権設定、使用貸借、3種類今回出てますよね。それぞれちょっと違う形の契約なんですよねこれって。ちょっと説明してもらえますか。

事務局

所有権移転については土地そのものを譲渡する、権利を渡すという契約になります。

賃借権設定については、地代ですね。地代を、借りている方が、貸してる方に支払ってその土地を利用するという契約になります。

使用貸借については、地代を支払わずに無償で利用するという契約になります。

安藤委員

賃借権というのは地上に建物があるときの権利で、使用貸借権は建物がないときの権利だったような気がするんですけど、そこら辺どうでしたでしょうか。

事務局

こちらの認識としては使用貸借の場合は無償で貸し借りをしているという状態で、賃借権はお金が発生している状態というふうに理解しております。

安藤委員

建物じゃなくてお金が発生するかしらないかですね。

事務局

そうです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第114号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第115号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第115号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。
今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、24件、84筆、142,344㎡

再設定は、29件、49筆、92,645㎡

合わせて53件、133筆、234,989㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。自分の地区などを見ていただいて意見があればご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第115号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に議案第116号 令和8年度最適化活動の目標の設定等案についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第116号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、国の通知により、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況および最適化活動の目標の達成状況について点検評価し、その結果を都道府県知事に報告することとなっております。

それでは令和8年度最適化活動の目標の設定等案について説明いたします。

まず「Ⅰ 農業委員会の状況」についてです。

農業委員会の現在の体制については、令和8年4月1日現在の委員数を。また、農家、農地等の概要については、農林業センサス（直近2020年）、耕地および作付面積統計（直近令和7年度）に基づいて、記載しております。

次に「Ⅱ 最適化活動の目標」についてです。

令和8年3月末現在の管内農地面積は3,800haで、集積面積は3,420ha、集積率は90%となりました。

課題としましては、今後も農業従事者の高齢化や後継者不足により、離農が進むことが懸念されることから、農地の受け入れ先となる担い手等の育成確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要。また、担い手の意向を把握し、効率的な農作業ができるよう集約化を推進していく必要があります。目標につきましては、令和8年度の目標集積面積累計は、3,428ha、集積率は90.2%としました。

次の遊休農地の解消については、直近の利用状況調査により判明した遊休農地はないため、0で記載してあります。

令和8年度の目標については、「耕作条件の悪い農地など、担い手が耕作を遠慮しがちな農地で遊休農地が発生しないよう、農地パトロールや農地の適正管理の呼びかけを行い、遊休農地の発生防止に努める」としました。

次に、新規参入の促進についてですが、令和7年度につきましては、1経営体、こちらは〇〇〇〇さんが新規就農されたもので、水稻を耕作します。集約化を図りつつ、飯野地区の圃場を次世代へ繋ぐ体制を築いていくために、地区の担い手や関係機関と連携を図り、26.5haの農地確保が実現しました。

新規参入の課題としては、新規就農のための農地の確保や、初期投資に係る経費の確保が難しいことがあげられます。目標面積については、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入という、国の指示どおりのものです。

次に、最適化活動の活動目標であります。推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数がひと月あたり、少なくとも10日となるようガイドラインに沿ったものであります。また、活動強化月間の目標設定として、4月から6月を、遊休農地が発生しないよう巡回することとします。

令和8年度最適化活動の目標の設定等案については以上です。
よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

はいありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いします。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第116号 令和8年度最適化活動の目標の設定等案について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第117号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更案に意見を付す件についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第117号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてご説明いたします。

この指針は、令和5年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正により、全ての農業委員会で定め

ることが義務づけられたものです。

入善町農業委員会では、平成29年に既に指針を定めておりましたが、令和5年の法改正の内容を反映したものに改正をいたしました。

その際、指針に定めてある目標が令和8年3月末までとなっていることから、今回の見直しとなります。

議案書18ページから21ページに指針案が記載されております。
内容を簡単にご説明いたします。

まず18ページ、下段第2 具体的な目標推進方法および評価方法の1. 遊休農地の発生防止・解消についてです。

皆様の農地パトロールやお声がけのおかげで、入善町には現在、遊休農地はございません。
今後は新たな耕作放棄地を発生させないように、括弧2でその対策と具体的な推進方法を記載しております。

次に、20ページにあります、2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。
括弧1には集積目標が明記してあります。集積率は先ほどの議案でも申し上げましたが、令和8年3月末現在で、90%となりました。

3年後の目標では90.6%を目指すこととしてあります。括弧2はその目標を達成するための具体的な推進方法が記載してあります。

次に、21ページの3. 新規参入の促進についてですが、令和6年度に1名、令和7年度にも1名の新規就農者が誕生いたしました。その人数と取得面積をこちらに記載しております。

最後に、地域計画の目標を達成するための役割について記載をいたしました。

以上の内容で、入善町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたいと思います。
よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい。ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いします。

森下さゆり委員

遊休農地は放棄田とは違うのですか。8月にパトロールで、放棄されているところとか、遊休農地とか見て回るのですが、入善町0件って書いてありますが、見るところはないのですか。

議長（米山 義隆）

基本的に自己保全管理されていると理解していただければ。一応草刈りはしていると。

森下さゆり委員

地主さんが一応草刈っていたりして管理していることが一応放棄ではないと。

小林委員

一応、定義からすると本人がもう作る意思がないというのが遊休農地。本人の意思を確認してるかどうかというのちょっと曖昧なんですけど、定義的にはそういう形になっています。

議長（米山 義隆）

これは耕作放棄なのか相続放棄なのかっていういろんなものが出てくるが、誰かがそれを守らないといけないので、どうしようかというところを農業委員会でお話しているし、入善町を見てる限りではあまり

そういうところはないので、とにかく声をかけていって、年に2回ぐらい草刈りをお願いしながら、保全管理してもらおうという方向で活動をしていけば、さきほど言ったように0件になる。

おそらく去年パトロールで飯野の方も見に行った方もおられると思うんですが、あそこも今きちんと草刈りしておられるということで、0件になっている。あくまで目標として、0件を更新していきたいというところにあると理解してもらえればと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので本案件の採決を行いたいと思います。議案第117号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更案に意見を付す件について原案通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和8年5月11日月曜日午後4時より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業者等と農業委員会との意見交換会で出された意見の共有について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第33回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和8年5月11日月曜日、午後4時になります。

（閉会 午後2時10分）